

令和4年11月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(ワ)第12062号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和4年9月21日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

5

主 文

1 被告らは、原告らそれぞれに対し、連帯して以下の額及びこれに対する
令和4年6月11日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

(1) 原告アスミック・エースに対し、1987万円

(2) 原告KADOKAWAに対し、678万円

10

(3) 原告ギャガに対し、2277万円

(4) 原告松竹に対し、675万円

(5) 原告TBSテレビに対し、2076万円

(6) 原告東映に対し、213万円

(7) 原告東映ビデオに対し、1395万円

15

(8) 原告東宝に対し、6502万円

(9) 原告日活に対し、1億8576万円

(10) 原告日本テレビ放送網に対し、5688万円

(11) 原告ハピネットファントム・スタジオに対し、3308万円

(12) 原告フジテレビジョンに対し、6394万円

20

(13) 原告WOWOWに対し、231万円

2 訴訟費用は、被告らの負担とする。

3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

25

主文同旨

第2 事案の概要

1 本件は、原告らが、被告らほか1名は原告らの著作物である別紙著作物目録記載の映画の著作物を編集して作成した動画をインターネット上の動画投稿サイト「YouTube」に投稿し、これによって原告らの著作権（翻案権及び公衆送信権）を侵害したと主張して、被告らに対し、民法709条及び719条1項前段（損害額につき、著作権法（以下「法」という。）114条3項）に基づき、一部請求として、前記主文記載の額の損害賠償及びこれらに対する令和4年6月11日（訴状送達の日）の翌日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 原告らの主張

(1) 原告らは、いずれも映画の製作・配給等を目的とする株式会社である。

(2) 別紙著作物目録記載の各映画作品（以下「本件各映画作品」という。）は、いずれも映画の著作物（法10条1項7号）であり、別紙侵害行為一覧の「映画作品名（正式名称）」欄記載の各映画作品につき、対応する同別紙「著作権者」欄記載の原告が著作権を有する。

(3) 被告ら及びCは、共謀して、本件各映画作品をそれぞれ編集して、約2時間の作品全体の内容を把握し得るように10～15分程度の動画（以下「本件各動画」という。）を作成し、もって原告らが本件各映画作品につきそれぞれ有する著作権（翻案権）を侵害した上、本件各動画を別紙侵害行為一覧の「投稿日」欄記載の日

20 に同別紙「タイトル」欄記載のタイトル及び「URL」欄記載のURLによりYouTubeに投稿し、もって原告らが本件各映画作品につきそれぞれ有する著作権（公衆送信権）を侵害した。

(4) 本件各動画は、それぞれYouTube上で利用者によってストリーミング再生された。その再生回数は、別紙侵害行為一覧の「再生数」欄記載のとおりである。

25 これにより、被告らは、少なくとも700万円程度の広告収益を得た。

(5) 本件各映画作品につき、消費者がストリーミング形式で一時閲覧する権利を

購入するにあたり YouTube 上で支払う価格は、概ね 400 円を下らない。この額から、プラットフォーム手数料（30%）を控除した上、本件各動画が本件各映画作品の全体をアップロードしたものではないことを考慮しても、「著作権…の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額」（法 114 条 3 項）は、1 再生当たり 200 円を下らない。これに別紙侵害行為一覧の「再生数」欄記載の再生数を乗じると、本件各映画作品のそれぞれに係る損害額は、同別紙「損害額」欄記載の金額を下らない。

(6) よって、原告らは、それぞれ、被告らに対し、連帯して同別紙「損害額（一部請求における権利者合計）」欄記載の額の損害賠償（一部請求）及びこれに対する訴状送達の日翌日である令和 4 年 6 月 11 日から支払済みまで民法所定の年 3%の割合による遅延損害金の支払を求める。

3 被告らの主張

事実は認め、主張は争わない。

第 3 当裁判所の判断

1 原告ら主張の事実については、いずれも当事者間に争いがない。これによれば、被告らは、故意により、いずれも映画の著作物である本件各映画作品について原告らがそれぞれ有する著作権（翻案権及び公衆送信権）を侵害したといえる。

2 損害額について

(1) 弁論の全趣旨によれば、YouTube の利用者が YouTube 上でストリーミング形式により映画を視聴するためには所定のレンタル料を支払う必要があることが認められる。再生対象の映画の著作権者は、当該レンタル料から著作権の行使につき受けるべき対価を得ることを予定しているものと理解されることから、本件において、原告らが本件各映画作品に係る著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額は、YouTube 上で視聴する場合の本件各映画作品それぞれのレンタル価格等を考慮して定める金額に、本件各動画の YouTube 上での再生数を乗じて算定するのが相当である。

(2) YouTube における本件各映画作品の各レンタル価格（HD 画質のもの）は、

1 作品当たり 400～500 円程度であり、400 円を下らないこと、うち 30%が YouTube
に対するプラットフォーム手数料に充当されること、本件各動画は、それぞれ、約
2 時間の本件各映画作品を 10～15 分程度に編集したものであるものの、本件各映
画作品全体の内容を把握し得るように編集されたものであることは、いずれも当事
5 者間に争いが無い。これらの事情を総合的に考慮すると、被告らが本件侵害行為に
よって得た広告収益が 700 万円程度であること（当事者間に争いが無い）を併せ考
慮しても、「著作権…の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額」（法 114 条 3
項）は、原告らの主張のとおり、本件各動画の再生数 1 回当たり 200 円とするのが
相当である。

10 (3) 上記算定方法によると、本件において原告らが本件各映画作品に係る著作権
の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額は、それぞれ、別紙侵害行為一覧の
「損害額」欄記載のとおりとなる。

したがって、原告らは、それぞれ、被告らに対し、上記金額を自己が受けた損害
の額としてその賠償を請求し得る。この額は、いずれも、本件において原告らが一
15 部請求として被告らに対して支払を求める損害賠償額を上回る。

3 以上によれば、原告らは、それぞれ、被告らに対し、民法 709 条及び 719 条
1 項前段に基づき、本件における請求額全額の損害賠償請求権及びこれに対する訴
状送達の日翌日である令和 4 年 6 月 11 日から支払済みまで民法所定の年 3%の割
合による遅延損害金請求権を有することが認められる。

20 第 4 結論

よって、原告らの請求はいずれも理由があるから、これらをいずれも認容するこ
ととして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 47 部

裁判長裁判官

杉 浦 正 樹

5

裁判官

鈴 木 美 智 子

10

裁判官

稲 垣 雄 大

15

別紙

当事者目録

原告 アスミック・エース株式会社
(以下「原告アスミック・エース」という。)

原告 株式会社 KADOKAWA
(以下「原告 KADOKAWA」という。)

原告 ギャガ株式会社
(以下「原告ギャガ」という。)

原告 松竹株式会社
(以下「原告松竹」という。)

原告 株式会社 TBS テレビ
(以下「原告 TBS テレビ」という。)

原告 東映株式会社
(以下「原告東映」という。)

原告 東映ビデオ株式会社
(以下「原告東映ビデオ」という。)

原告 東宝株式会社
(以下「原告東宝」という。)

原告 日活株式会社
(以下「原告日活」という。)

原告 日本テレビ放送網株式会社
(以下「原告日本テレビ放送網」という。)

原告 株式会社ハピネットファントム・スタジオ
(以下「原告ハピネットファントム・スタジオ」という。)

原告 株式会社フジテレビジョン
(以下「原告フジテレビジョン」という。)

原 告 株式会社 WOWOW
(以下「原告 WOWOW」という。)

原告ら訴訟代理人弁護士 前田哲男
同 中島博之
同 小山紘一

被 告 A

被 告 B
被告ら訴訟代理人弁護士 太田三夫
同 遠藤雅文

別紙

著作物目録

- 1 題号 ヘルタースケルター
著作権者 原告アスミック・エース
公表年 2012 年

- 2 題号 犬神家の一族(2006)
著作権者 原告 KADOKAWA
公表年 2006 年

- 3 題号 蛇にピアス
著作権者 原告ギャガ
公表年 2008 年

- 4 題号 東京喰種
著作権者 原告松竹
公表年 2017 年

- 5 題号 犬と私の 10 の約束
著作権者 原告松竹
公表年 2008 年

- 6 題号 こんな夜更けにバナナかよ 愛しき実話
著作権者 原告松竹
公表年 2018 年

- 7 題号 おくりびと
著作権者 原告 TBS テレビ
公表年 2008 年
- 8 題号 感染列島
著作権者 原告 TBS テレビ
公表年 2009 年
- 9 題号 ビリギャル～学年ビリのギャルが 1 年で偏差値を 40 上げて慶應大
学に現役合格した話
著作権者 原告 TBS テレビ
公表年 2015 年
- 10 題号 スマホを落とただけなのに
著作権者 原告 TBS テレビ
公表年 2018 年
- 11 題号 孤高のメス
著作権者 原告東映
公表年 2010 年
- 12 題号 花宵道中
著作権者 原告東映ビデオ
公表年 2014 年
- 13 題号 百円の恋

- 著作権者 原告東映ビデオ
公表年 2014年
- 14 題号 恋は雨上がりのように
著作権者 原告東宝
公表年 2018年
- 15 題号 告白
著作権者 原告東宝
公表年 2010年
- 16 題号 君の臍臓をたべたい
著作権者 原告東宝
公表年 2017年
- 17 題号 モテキ
著作権者 原告東宝
公表年 2011年
- 18 題号 ぼくは明日、昨日のきみとデートする
著作権者 原告東宝
公表年 2016年
- 19 題号 シン・ゴジラ
著作権者 原告東宝
公表年 2016年

- 20 題号 神さまの言うとおりに
著作権者 原告東宝
公表年 2014年
- 21 題号 悪の教典
著作権者 原告東宝
公表年 2012年
- 22 題号 アオハライド
著作権者 原告東宝
公表年 2014年
- 23 題号 アイアムアヒーロー
著作権者 原告東宝
公表年 2016年
- 24 題号 火花
著作権者 原告東宝
公表年 2017年
- 25 題号 冷たい熱帯魚
著作権者 原告日活
公表年 2011年
- 26 題号 ブタがいた教室

- 著作権者 原告日活
公表年 2008 年
- 27 題号 日本で一番悪い奴ら
著作権者 原告日活
公表年 2016 年
- 28 題号 凶悪
著作権者 原告日活
公表年 2013 年
- 29 題号 かもめ食堂
著作権者 原告日活
公表年 2006 年
- 30 題号 八日目の蟬
著作権者 原告日活
公表年 2011 年
- 31 題号 藁の楯
著作権者 原告日本テレビ放送網
公表年 2013 年 4 月 26 日
- 32 題号 ツナグ
著作権者 原告日本テレビ放送網
公表年 2012 年 10 月 6 日

- 33 題号 太平洋の奇跡 ーフォックスと呼ばれた男ー
著作権者 原告日本テレビ放送網
公表年 2011年2月11日
- 34 題号 謝罪の王様
著作権者 原告日本テレビ放送網
公表年 2013年9月28日
- 35 題号 九月の恋と出会うまで
著作権者 原告日本テレビ放送網
公表年 2019年3月1日
- 36 題号 桐島、部活やめるってよ
著作権者 原告日本テレビ放送網
公表年 2012年8月11日
- 37 題号 俺物語!!
著作権者 原告日本テレビ放送網
公表年 2015年10月31日
- 38 題号 映画 ホタルノヒカリ
著作権者 原告日本テレビ放送網
公表年 2012年6月9日
- 39 題号 DEATH NOTE

- 著作権者 原告日本テレビ放送網
公表年 2006年6月17日
- 40 題号 3D彼女 リアルガール
著作権者 原告日本テレビ放送網
公表年 2018年9月14日
- 41 題号 22年目の告白-私が殺人犯です-
著作権者 原告日本テレビ放送網
公表年 2017年6月10日
- 42 題号 20世紀少年 第1章 終わりの始まり
著作権者 原告日本テレビ放送網
公表年 2008年8月30日
- 43 題号 ウルルの森の物語 A Tale of Ululu's Wonderful Forest
著作権者 原告日本テレビ放送網
公表年 2009年12月19日
- 44 題号 私の男
著作権者 原告ハピネットファントム・スタジオ
公表年 2014年
- 45 題号 葛城事件
著作権者 原告ハピネットファントム・スタジオ
公表年 2016年

- 46 題号 容疑者 X の献身
著作権者 原告フジテレビジョン
公表年 2008 年
- 47 題号 真夏の方程式
著作権者 原告フジテレビジョン
公表年 2013 年
- 48 題号 ミックス。
著作権者 原告フジテレビジョン
公表年 2017 年
- 49 題号 帝一の國
著作権者 原告フジテレビジョン
公表年 2017 年
- 50 題号 それでもボクはやってない
著作権者 原告フジテレビジョン
公表年 2007 年
- 51 題号 ステキな金縛り
著作権者 原告フジテレビジョン
公表年 2011 年
- 52 題号 サバイバルファミリー

著作権者 原告フジテレビジョン

公表年 2017年

53 題号 エイプリルフールズ

著作権者 原告フジテレビジョン

公表年 2015年

54 題号 散歩する侵略者

著作権者 原告 WOWOW

公表年 2017年9月9日